

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都営住宅の廃止……………一
- ……………（住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課）…一
- 都営住宅の使用料の変更……………二
- 都営住宅の名称、位置、使用料等……………五
- 都営改良住宅の廃止……………六

- 都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更……………六
- 都営住宅の駐車場の名称、位置及び区画数……………七
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………七
- ……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…七
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除（二件）……………九
- ……………（同）……………九
- 令和八年度都が広域的に処理する産業廃棄物の受入計画……………二
- ……………（環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課）…二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………三
- ……………（環境局多摩環境事務所環境改善課）…三
- クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定……………四
- ……………（保健医療局健康安全全部健康安全課）…四
- デジタル技術を活用したクリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定……………五
- ……………（同）……………五

告示

- 都立公園の位置、区域及び面積の変更……………
- ……………（建設局公園緑地部公園課）…二五
- 東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催（二件）……………二六
- ……………（環境局総務部環境政策課）…二六
- 正誤
- 令和八年四月八日付目次……………二七

名称

位置

構造及び規模

戸数

台東小島アパート (2号棟)	台東区小島一丁目五番	高層耐火	四〇・二平方メートル	一四三戸
同右	同右	同右	四三・五平方メートル	二七戸
東砂二丁目アパート (9、14、15、16、17、18号棟)	江東区東砂二丁目十三番	中層耐火	三三・四平方メートル	二八五戸
同右	同右	同右	四二・三平方メートル	二六戸
南蒲田一丁目アパート (11、13号棟)	大田区南蒲田一丁目十七番	同右	四二・三平方メートル	二六戸
同右	同右	同右	三九・〇平方メートル	九戸
南蒲田一丁目アパート (12号棟)	同右	同右	三九・〇平方メートル	九戸
本羽田一丁目アパート (1号棟)	大田区本羽田一丁目二十五番	同右	五〇・四平方メートル	四〇戸
同右	同右	同右	五〇・四平方メートル	四〇戸
東糀谷六丁目アパート (5、6号棟)	大田区東糀谷六丁目九番	同右	三九・〇平方メートル	九五戸
同右	同右	同右	三九・〇平方メートル	九五戸

●東京都告示第六百三十九号
次の一般都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三条第三項の規定により告示する。
令和八年四月三十日
東京都知事 小池 百合子

桐ヶ丘アパート
(E-33号棟)

北区桐ヶ丘一丁目二番

同右

四九・一平方メートル

三二戸

上十条アパート
(4号棟)

北区上十条一丁目六番

同右

三一・九平方メートル

同右

上沼田第2アパート
(1号棟)

足立区江北三丁目四十八番

同右

三七・〇平方メートル

四〇戸

鹿浜五丁目アパート
(5、6、9、10号棟)

足立区鹿浜五丁目二十四番

同右

三五・七平方メートル

一七〇戸

●東京都告示第六百四十号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三
条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次の
ように変更し、令和八年五月一日から実施するので、同条
第三項の規定により告示する。

令和八年四月三十日

東京都知事 小 池 百合子

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	勝どき五丁目アパート (10号棟)	中央区勝どき5-8	33.6	1	28,200	62,000
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート (1号棟)	港区芝5-18	34.3	3	33,000	90,000
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート (13号棟)	新宿区戸山2-13	33.8	1	27,900	78,600
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート (21号棟)	新宿区戸山2-21	38.3	1	31,700	81,200
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート (30号棟)	新宿区戸山2-30	40.1	1	33,500	94,300
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート (28号棟)	新宿区戸山2-28	43.3	1	36,700	85,500
一般都営	高層耐火	早稲田アパート (1号棟)	新宿区西早稲田1-9	34.4	1	29,000	56,600
一般都営	高層耐火	本駒込四丁目アパート (15号棟)	文京区本駒込4-35	42.2	2	36,200	75,000
一般都営	高層耐火	文花一丁目アパート (35号棟)	墨田区文花1-28	37.8	1	25,800	53,700
一般都営	中層耐火	立花三丁目アパート (1号棟)	墨田区立花3-24	42.3	1	29,600	51,600
一般都営	高層耐火	白鬘東アパート (8号棟)	墨田区堤通2-6	59.7	1	43,700	74,700
一般都営	高層耐火	白鬘東アパート (5号棟)	墨田区堤通2-5	59.7	1	43,900	75,800
一般都営	高層耐火	白鬘東アパート (6号棟)	墨田区堤通2-5	59.7	1	43,900	75,800
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート (1号棟)	墨田区立花6-8	55.9	1	40,400	83,300
一般都営	高層耐火	八広五丁目アパート (1号棟)	墨田区八広5-10	55.9	2	40,100	85,100
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート (12号棟)	江東区亀戸7-57	42.2	1	34,400	58,500
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート (57号棟)	江東区辰巳1-9	33.4	1	26,100	58,200
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート (70号棟)	江東区辰巳1-10	33.4	1	26,100	58,200
一般都営	高層耐火	越中島三丁目アパート (14号棟)	江東区越中島3-2	37.8	1	30,500	47,200
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート (1号棟)	江東区東雲1-7	34.3	2	27,600	57,900
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート (2号棟)	江東区南砂4-4	34.3	1	27,800	54,800
一般都営	高層耐火	北品川アパート (1号棟)	品川区北品川1-5	41.6	1	36,000	93,400
一般都営	高層耐火	東品川第3アパート (6号棟)	品川区東品川3-32	34.3	1	29,900	53,700
一般都営	中層耐火	梅丘一丁目アパート (1号棟)	世田谷区梅丘1-37	42.3	1	34,500	88,000
一般都営	中層耐火	桜丘二丁目第2アパート (1号棟)	世田谷区桜丘2-4	55.9	1	46,600	107,300
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート (13号棟)	世田谷区喜多見2-10	52.4	1	40,300	74,500
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート (14号棟)	世田谷区喜多見2-10	52.4	1	40,300	74,500
一般都営	中層耐火	渋谷一丁目アパート (28号棟)	渋谷区渋谷1-23	59.6	1	57,900	202,700
一般都営	高層耐火	渋谷東二丁目第2アパート (36号棟)	渋谷区東2-25	34.4	1	30,200	89,800
一般都営	高層耐火	丸山二丁目アパート (1号棟)	中野区丸山2-24	40.2	1	28,800	63,200
一般都営	高層耐火	南大塚二丁目アパート (1号棟)	豊島区南大塚2-36	42.2	1	35,800	68,900
一般都営	中層耐火	王子本町第2アパート (5号棟)	北区王子本町3-12	31.9	1	24,100	59,600
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート (9号棟)	北区滝野川3-67	36.4	1	28,300	60,900

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	滝野川二丁目第2アパート (20号棟)	北区滝野川2-55	42.3	1	33,300	63,300
一般都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート (4号棟)	北区赤羽北3-10	51.2	1	41,000	86,900
一般都営	中層耐火	坂下一丁目第4アパート (10号棟)	板橋区坂下1-36	51	1	38,500	74,100
一般都営	中層耐火	相生町アパート (2号棟)	板橋区相生町24-2	42.3	1	31,700	60,600
一般都営	中層耐火	宮本町アパート (1号棟)	板橋区宮本町58-1	33.4	1	24,100	53,600
一般都営	高層耐火	新河岸一丁目アパート (2号棟)	板橋区新河岸1-3	51.2	1	38,200	74,900
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート (1号棟)	板橋区蓮根3-15	51.2	2	38,600	76,500
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート (2号棟)	板橋区蓮根3-15	51.2	1	38,600	76,500
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート (13号棟)	練馬区北町6-13	47.5	1	37,000	84,900
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート (24号棟)	練馬区北町6-24	55.9	1	43,900	101,500
一般都営	中層耐火	練馬北町八丁目アパート (4号棟)	練馬区北町8-30	55.9	1	44,100	100,300
一般都営	中層耐火	南田中アパート (6号棟)	練馬区南田中3-31	33.4	1	24,300	54,900
一般都営	高層耐火	光が丘第2アパート (5-5-5号棟)	練馬区光が丘5-5	61.4	1	49,200	118,700
一般都営	中層耐火	保木間五丁目アパート (5号棟)	足立区保木間5-36	59.6	1	42,400	82,800
一般都営	中層耐火	足立中央本町五丁目アパート (3号棟)	足立区中央本町5-17	55.9	1	40,400	84,200
一般都営	中層耐火	足立中央本町五丁目アパート (5号棟)	足立区中央本町5-20	48.1	1	34,700	72,500
一般都営	中層耐火	西保木間一丁目第2アパート (2号棟)	足立区西保木間1-2	55.9	1	40,600	83,000
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート (16号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	24,700	46,600
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート (21号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	24,700	46,600
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート (5号棟)	足立区西保木間4-1	37.3	1	24,900	46,500
一般都営	高層耐火	千住元町アパート (2号棟)	足立区千住元町34	37.9	1	26,200	39,100
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート (1号棟)	足立区辰沼1-2	37.7	1	25,100	45,600
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート (1号棟)	足立区六木1-5	35.7	1	23,700	41,500
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート (12号棟)	足立区南花畑4-11	35.7	1	24,100	46,200
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート (14号棟)	足立区南花畑4-11	35.7	1	24,100	46,200
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート (11号棟)	足立区鹿浜5-24	41	1	27,800	50,100
一般都営	高層耐火	鹿浜五丁目アパート (14号棟)	足立区鹿浜5-24	41	1	27,800	50,100
一般都営	高層耐火	花畑第4アパート (10号棟)	足立区花畑8-4	42	1	27,600	48,500
一般都営	中層耐火	西新井六丁目アパート (3号棟)	足立区西新井6-15	42.3	1	29,700	50,700
一般都営	中層耐火	舎人町アパート (7号棟)	足立区舎人6-11	42.3	1	29,300	46,200
一般都営	中層耐火	舎人町アパート (10号棟)	足立区舎人6-10	42.3	1	29,300	46,200
一般都営	中層耐火	花畑第6アパート (1号棟)	足立区花畑2-16	51	1	35,100	54,200
一般都営	高層耐火	足立加賀二丁目アパート (3号棟)	足立区加賀2-31	55.9	1	39,300	76,000

種類	構造	名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	足立入谷町アパート(3号棟)		足立区入谷8-16	55.9	1	39,100	75,100
一般都営	中層耐火	青戸三丁目アパート(6号棟)		葛飾区青戸3-8	42.3	1	30,900	63,500
一般都営	中層耐火	亀有一丁目アパート(2号棟)		葛飾区亀有1-16	48.1	1	35,300	73,100
一般都営	高層耐火	葛飾新宿一丁目アパート(1号棟)		葛飾区新宿1-2	48.1	1	34,700	69,200
一般都営	中層耐火	白鳥一丁目アパート(1号棟)		葛飾区白鳥1-3	61.5	1	47,400	109,400
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(2号棟)		葛飾区西新小岩1-1	55.9	1	42,400	80,900
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(1号棟)		葛飾区西新小岩1-1	55.9	2	42,400	80,900
一般都営	中層耐火	南水元一丁目アパート(2号棟)		葛飾区南水元1-24	51	1	37,300	74,700
一般都営	中層耐火	西水元五丁目アパート(5号棟)		葛飾区西水元5-9	59.6	1	42,700	80,600
一般都営	中層耐火	北小岩一丁目アパート(5号棟)		江戸川区北小岩1-14	55.9	1	43,700	89,900
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(1号棟)		江戸川区平井3-4	37.9	1	27,800	55,500
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(2号棟)		江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,100	92,000
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(3号棟)		江戸川区清新町2-8	55.9	2	44,100	92,000
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地(18-2号棟)		八王子市松が谷18	51.1	1	26,100	46,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地(18-5号棟)		八王子市松が谷18	51.1	1	26,100	46,500
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン南大沢団地(3-4-7号棟)		八王子市南大沢3-4	61.4	3	35,800	86,300
一般都営	中層耐火	井の頭三丁目アパート(37号棟)		三鷹市井の頭3-16	51	1	37,100	90,300
一般都営	中層耐火	上連雀九丁目第2アパート(3号棟)		三鷹市上連雀9-32	48.1	1	35,100	77,800
一般都営	中層耐火	上連雀七丁目アパート(2号棟)		三鷹市上連雀7-19	39	1	27,400	62,700
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(5号棟)		調布市国領町3-8	45.1	1	24,700	59,600
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(6号棟)		調布市国領町8-1	53.5	1	31,300	85,500
一般都営	中層耐火	調布若葉町二丁目アパート(1号棟)		調布市若葉町2-4	58.1	1	36,400	105,700
一般都営	中層耐火	染地一丁目アパート(6号棟)		調布市染地1-1	60.2	1	36,100	97,000
一般都営	中層耐火	金森第5アパート(1号棟)		町田市金森2-34	61.5	1	37,200	84,400
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート(10号棟)		町田市相原町3190	55.9	1	29,700	66,700
一般都営	中層耐火	学園西町一丁目アパート(2号棟)		小平市学園西町1-28	55.9	1	33,100	81,000
一般都営	中層耐火	東村山萩山町二丁目アパート(6号棟)		東村山市萩山町2-13	60.2	1	35,300	79,600
一般都営	中層耐火	東村山富士見町アパート(3号棟)		東村山市富士見町2-9	42.3	1	22,900	49,200
一般都営	高層耐火	国分寺南町三丁目アパート(25号棟)		国分寺市南町3-9	59.6	1	37,300	113,200
一般都営	中層耐火	田無南町一丁目アパート(2号棟)		西東京市南町1-1	51	1	29,400	74,200
一般都営	中層耐火	田無南町三丁目アパート(4号棟)		西東京市南町3-23	61.3	1	38,900	100,400
一般都営	中層耐火	田無北原町一丁目アパート(1号棟)		西東京市北原町1-32	60.2	1	37,200	93,400
一般都営	高層耐火	田無谷戸町一丁目アパート(2号棟)		西東京市谷戸町1-17	59.6	1	38,200	97,900

種類	構造	名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	狛江アパート(5号棟)		狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,400	51,300
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘一丁目アパート(6号棟)		清瀬市竹丘1-7	48.1	1	27,100	59,900
一般都営	中層耐火	八幡町第1アパート(2号棟)		東久留米市八幡町2-11	38.3	1	20,100	39,100
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(5-2-5号棟)		多摩市諏訪5-2	37.7	1	17,200	32,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(5-2-9号棟)		多摩市諏訪5-2	37.7	1	17,200	32,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン和田団地(3-5-1号棟)		多摩市和田3-5	37.7	1	17,700	36,700
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン和田団地(3-5-3号棟)		多摩市和田3-5	37.7	1	17,700	36,700
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(4-1-4号棟)		多摩市愛宕4-1	40.1	1	19,000	37,300
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地(2-4-2号棟)		多摩市貝取2-4	55.9	1	29,500	57,800
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地(2-4-3号棟)		多摩市貝取2-4	55.9	1	29,500	57,800

●東京都告示第六百四十一号
東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第

三条第二項並びに第十二条第一項及び第四項の規定に基づき、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、

第三条第三項の規定により告示する。

令和八年四月三十日

東京都知事 小池 百合子

名称	位置	構造及び規模	戸数	収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料(月額一戸につき)	近傍同種の住宅の家賃(月額一戸につき)
大谷町アパート (1号棟)	八王子市大谷町四十五番地	高層耐火 三四・六平方メートル	四八戸	二七、〇〇〇円	七九、五〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	六四戸	三一、五〇〇円	九二、八〇〇円
同右	同右	同右 四七・九平方メートル	一六戸	三七、三〇〇円	一一〇、一〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	八戸	同右	一一〇、〇〇〇円
昭島福島町アパート (1号棟)	昭島市福島町一〇〇三番地	中層耐火 三四・六平方メートル	三〇戸	二六、七〇〇円	一三一、九〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	二〇戸	三一、二〇〇円	九八、六〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	一〇戸	三六、九〇〇円	一一六、七〇〇円
同右	同右	同右	五戸	同右	一一六、八〇〇円
東京街道アパート (35号棟)	東大和市清原一丁目一番地	高層耐火 三四・六平方メートル	五四戸	二六、四〇〇円	一三九、九〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	一八戸	三〇、八〇〇円	一〇一、四〇〇円
同右	同右	同右 四七・九平方メートル	一二戸	三六、六〇〇円	一二〇、二〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	六戸	三六、五〇〇円	同右
同右	同右	同右 五七・四平方メートル	同右	四三、八〇〇円	一四四、一〇〇円
東京街道アパート (36号棟)	同右	同右 三四・六平方メートル	四二戸	二六、四〇〇円	八七、〇〇〇円
同右	同右	同右 四〇・四平方メートル	一八戸	三〇、八〇〇円	一〇一、六〇〇円
同右	同右	同右 四七・九平方メートル	六戸	三六、六〇〇円	一二〇、四〇〇円
同右	同右	同右 四七・八平方メートル	同右	三六、五〇〇円	同右

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料 (円、月額/戸)
改良	中層耐火	戸山ハイツアパート（24号棟）	新宿区戸山2-24	33.7	1	28,400
改良	中層耐火	長延寺アパート（1号棟）	新宿区市谷長延寺町8	32.6	1	26,100
改良	高層耐火	橋場二丁目アパート（15号棟）	台東区橋場2-16	43.9	1	34,000
改良	中層耐火	南砂五丁目アパート（4号棟）	江東区南砂5-24	33.4	1	26,000
改良	中層耐火	笹塚二丁目アパート（10号棟）	渋谷区笹塚2-37	36.2	1	30,100
改良	中層耐火	阿佐ヶ谷北三丁目アパート（20号棟）	杉並区阿佐ヶ谷北3-32	35.1	1	25,500
改良	中層耐火	東和アパート（2号棟）	足立区東和2-6	32.6	1	21,900
改良	高層耐火	調布くすのきアパート（4号棟）	調布市国領町3-8	45.2	1	25,200
再開発	高層耐火	小松川アパート（2号棟）	江戸川区小松川2-1	59.8	1	47,100

●東京都告示第六百四十四号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条において準用する第三条第二項の規定に基づき、駐車場の名称、位置及び区画数を次のように定める。

令和八年四月三十日

東京都知事 小池 百合子

名 称 位 置 区画数
大谷町アパート駐車場 八王子市大谷町四十 四四区画
五番地一号

●東京都告示第六百四十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年四月三十日

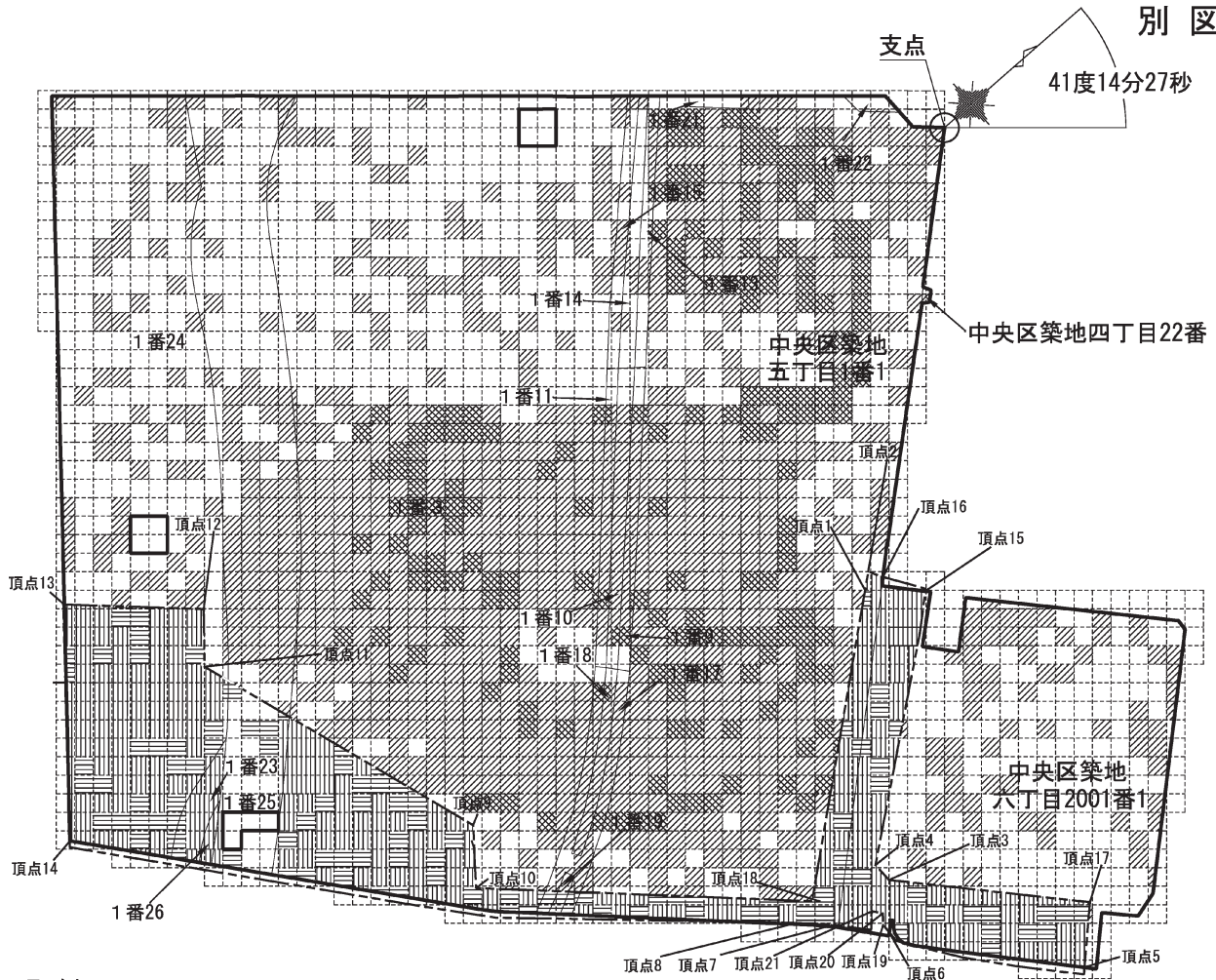
東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（中央区築地五丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



凡例

- 敷地境界
- 調査範囲
- 形質変更時要届出区域 (平成30年東京都告示第832号、平成31年東京都告示第9号及び第661号、令和元年東京都告示第629号、令和2年東京都告示第738号及び第962号、令和3年東京都告示第683号及び第1073号、令和4年東京都告示第1195号、令和5年東京都告示第338号並びに令和6年東京都告示第614号により指定した区域)
- 単位区画線
- 筆境界線
- 形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域)
- 形質変更時要届出区域 (規則第58条第5項第11号に該当する区域) (令和3年東京都告示第683号及び第1073号、令和4年東京都告示第1195号、令和5年東京都告示第338号並びに令和6年東京都告示第614号により指定した区域)
- 形質変更時要届出区域 (規則第58条第5項第12号に該当する区域) (平成30年東京都告示第832号、令和元年東京都告示第629号、令和2年東京都告示第738号及び第962号、令和3年東京都告示第683号及び第1073号、令和4年東京都告示第1195号並びに令和5年東京都告示第338号により指定した区域)
- 水面埋立土砂範囲

〈支点〉

支点の位置は、X=-37153.577、Y=-5794.515とする。

〈格子の回転角度:41度14分27秒〉

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

〈座標データ〉

頂点	X座標	Y座標	頂点	X座標	Y座標
1	-37350.690	-5634.852	11	-37646.362	-5839.058
2	-37342.670	-5641.365	12	-37626.189	-5862.825
3	-37444.188	-5508.612	13	-37681.186	-5914.265
4	-37444.373	-5519.480	14	-37763.086	-5816.155
5	-37395.900	-5403.379	15	-37326.571	-5613.015
6	-37462.721	-5487.320	16	-37338.641	-5633.832
7	-37482.746	-5510.066	17	-37370.449	-5427.925
8	-37497.083	-5524.051	18	-37482.998	-5527.336
9	-37593.643	-5679.044	19	-37462.598	-5492.372
10	-37614.873	-5652.391	20	-37458.616	-5497.162
			21	-37462.122	-5501.876

※支点及び境界点の座標は、測量法(昭和24年法律第118号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

●東京都告示第六百四十六号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、令和五年東京都告示第八百三十一号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年四月三十日

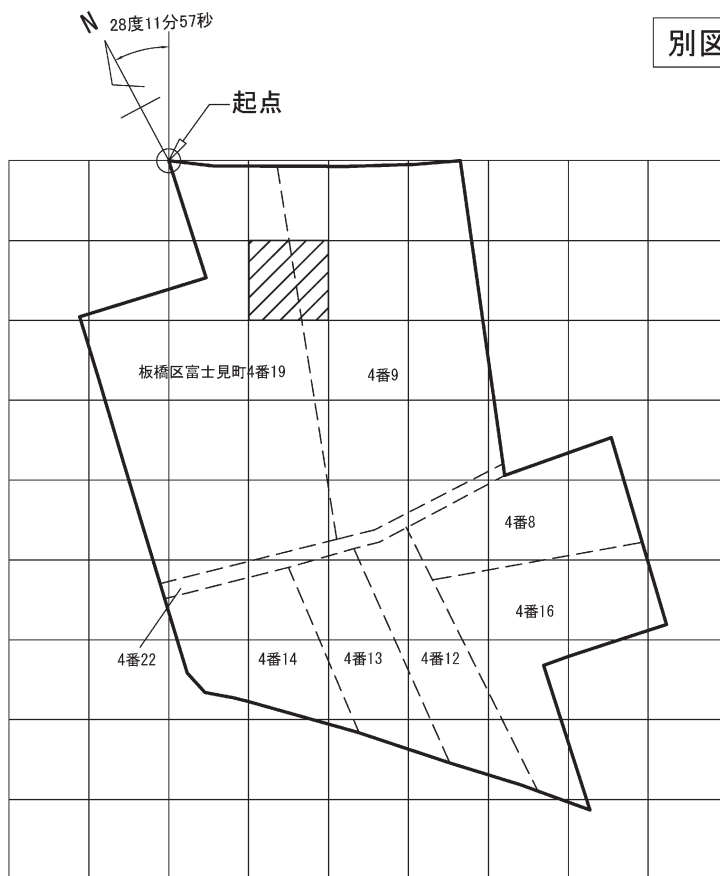
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（板橋区富士見町 地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



- 【凡例】
- 調査対象地
 - 筆境界
 - 単位区画
 - ▨ 指定を解除する区域

【起点】

起点は、板橋区富士見町4番19の最北端とする。

【格子の回転角度（28度11分57秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第六百四十七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和五年東京都告示第八百三十二号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年四月三十日

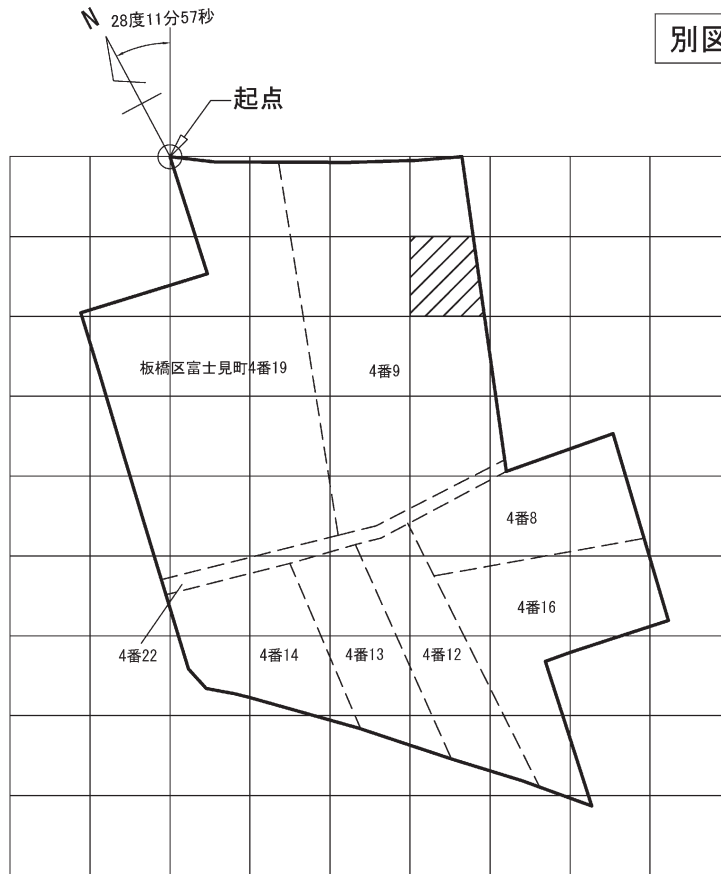
東京都知事 小池百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(板橋区富士見町地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 シアン化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



- 【凡例】
- 調査対象地
 - 筆境界
 - 単位区画
 - ▨ 指定を解除する区域

【起点】

起点は、板橋区富士見町4番19の最北端とする。

【格子の回転角度(28度11分57秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第六百四十八号

東京都廃棄物条例（平成四年東京都条例第四百十号）第十六条第二項の規定により、広域的に処理する産業廃棄物の令和八年度の受入計画を次のとおり定める。

令和八年四月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 受入産業廃棄物の排出区域 東京都全域

二 受入産業廃棄物の種類、受入場所及び受入基準 別表のとおり

三 受入量 年量八〇、〇〇〇トン

四 受入対象事業者

(一) 産業廃棄物を排出する事業場を都内に有する者であつて、次に掲げるもの

ア 小売業に属する事業を主たる事業として営むものにあつては、資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人

イ サービス業に属する事業を主たる事業として営むものにあつては、資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人

ウ 卸売業に属する事業を主たる事業として営むものにあつては、資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人

エ 製造業、建設業、運輸業その他の業種（アからウまでに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる

事業として営むものにあつては、資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人

(二) (一)に規定する者から中間処理の委託を受け、かつ、都内に中間処理施設を有する産業廃棄物処分業者

(三) その他特に知事が受入れの必要があると認める者

五 処分方法 埋立処分

六 搬入者の範囲 四に掲げる事業者のうち知事が搬入を承認した事業者又はその者から運搬を委託された産業廃棄物収集運搬業者

七 搬入者の遵守事項

(一) 搬入できる産業廃棄物は、受入基準にあつたものに限る。

(二) 運搬は、あらかじめ届出をした車両に限る。

(三) 運搬中は、シート掛け等により産業廃棄物の飛散防止措置を講じること。

(四) 処分場の受付において産業廃棄物搬入カード及び産業廃棄物管理票を提出すること。

(五) 検査に必要な産業廃棄物の抜取りに協力すること。

(六) 処分場内においては、係員の指示に従うこと。

別表

受入産業廃棄物の種類、受入場所及び受入基準

産業廃棄物の種類		受入場所	受入基準		
			個別基準	共通基準	
あらゆる事業活動に伴うもの	汚泥	中央防波堤外側埋立処分場又は新海面処分場	無機性汚泥(建設汚泥を除く。)に限る。含水率85パーセント以下のもの 油分の含有率5パーセント以下のもの	1 無害なものに限る。 2 有害物質については、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和48年総理府令第5号)第1条に規定する基準に適合するもの 再生利用できないものに限る。	1 特別管理産業廃棄物でないこと(廃石綿等を除く。) 2 次に掲げるものが付着し、又は封入されていないこと。 (1) 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条に規定する毒物、劇物及び特定毒物 (2) 農薬取締法(昭和23年法律第82号)第2条1項に規定する農薬 (3) 油分(汚泥は、個別基準による。) (4) 著しい発色性又は発泡性を有するもの 3 各種類の産業廃棄物の混載をしていないこと。ただし、金属くず、ガラスくず、陶磁器くず及びゴムくずの相互間の混載を除く。 4 処分場の管理運営に支障がないものであること。
	燃え殻		熱しやく減量10パーセント以下のもの		
	ばいじん		(1) 乾式にあつては、飛散防止措置を講じたもの (2) 湿式にあつては、含水率85パーセント以下のもの		
	鉱さい		中空の状態でないものであつて、破碎処理をし、10キログラム以下かつ最大径30センチメートル以下のもの		
	金属くず		中空の状態でないものであつて、破碎、切断等の処理をし、10キログラム以下かつ最大径30センチメートル以下のもの。ただし、廃石綿等は、注2及び注3による。		
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		(1) 中空の状態でないものであつて、破碎、切断等の処理をし、最大径15センチメートル以下のもの (2) 溶融加工処理をし、10キログラム以下かつ最大径30センチメートル以下のもの		
	ゴムくず				

- 注 1 コンクリートくずとは、コンクリート製品の製造工程から発生するコンクリート製品の不良品等の廃棄物をいう。
 2 廃石綿等とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第2条の4第5号トに定めるものをいう。
 3 廃石綿等の搬入に当たっては、おおむね10キログラム以下かつ最大径30センチメートル以下にセメント固化し、十分な強度を有するプラスチック袋に入れ、二重に梱包すること。
 また、他の産業廃棄物と混載しないこと。
 4 工作物の新築、改築又は除去に伴うコンクリート破片等(がれき類)は、搬入できない。
 5 感染性医療廃棄物等(非感染性に処理した物を含む。)は、搬入できない。

●東京都告示第六百四十九号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年四月三十日

東京都知事 小池百合子

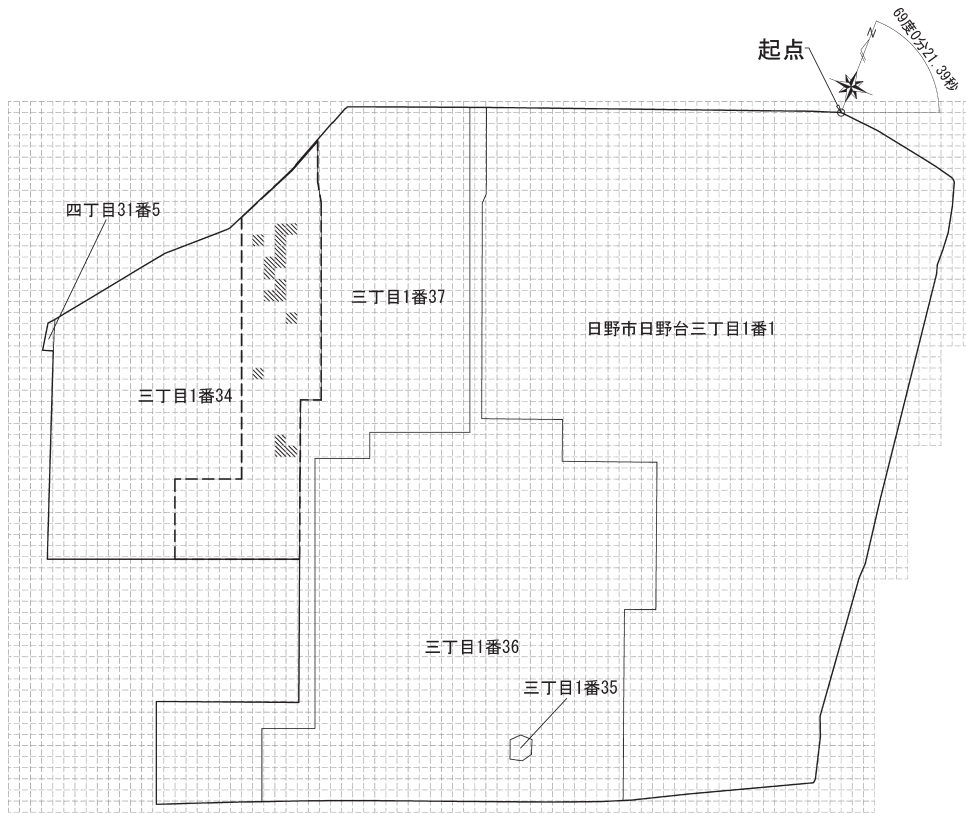
一 要措置区域 別図のとおり(日野市日野台三丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第209号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

別図



【凡例】

- 単地区画
- 敷地境界
- - - 調査対象地
- 筆境界
- ▨ 要措置区域

【起点】

起点は、日野市日野台三丁目1番1の最北端とする。

【格子の回転角度（69度0分21.39秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第六百五十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年四月三十日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（日野市日野台三丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物